鳥取県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
		前後別	(メートル)	(メートル)
倉吉福本線	倉吉市長坂町字大境698-1地先から同市長坂	変更前	7. 1~18. 0	400.0
	町字宮ノ前496地先まで	変更後	8.2~18.0	400.0
東伯関金線	東伯郡北栄町西高尾字上クシゲ1326-3地先	変更前	11.4~29.9	76. 0
	から同町西高尾字保関峰648-1地先まで	変更後	11.4~11.7	76. 0